

別紙3 屋内空气中化学物質濃度測定特記仕様書

1. 目的

本調査の目的は建築基準法第28条の2、施行令第20条の5、7及び8に基づき、室内の化学物質濃度測定しその分布状況を把握するものである。

2. 調査内容

1棟当たりの測定対象住戸にて、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの5項目について実施する。測定住戸、位置は下記要領により本市と協議のうえ測定及び分析を行うこと。なお、採取について事業者の責任において実施し、第三者機関にて分析を実施すること。

3. 採取方法及び測定方法について

測定は、最大濃度を推定するもので、30分間換気後に対象室内を5時間以上密閉し、その後概ね8から24時間採取の濃度で表記するものとする。

(採取の時刻は濃度の日変化の最大となると予測される午後2時から3時頃を測定の中央となるようにする。)

■ 測定箇所の設定

- 1棟当たり住戸数の1割(小数点以下切り上げ)を測定対象住戸数とし、集会場がある場合は1か所計上する。
- 住戸の選定にあたっては、最上階の各住戸タイプ(同タイプにあつては妻側優先)、1階に身障タイプがある場合は身障タイプも対象とする。又、住戸内においてはDK(LDK)+南側洋室の2か所とし、南側にない場合は北側、洋室のない場合は南側和室からとし、1室当りホルムアルデヒド1か所、VOC1か所の計4か所とする。なお、採取の前に本市に報告し了解を得ること。

■ 試料採取場所の選定

- 室内にあつては、各採取場所の中央付近の床から高さ1.2m~1.5mの位置とする。

■ 室内空気の試料採取条件の詳細

① 換気

対象住戸の窓及び扉(建具、押入れ、備え付け品の扉等)全てを開き、30分間換気。

② 密閉状態の確保

換気後、外気に面した窓及び扉等の開閉部を閉鎖し、5時間以上この状態を維持。

(この場合、建具は開放し、キッチンの戸棚、クローゼット等の備付け品の扉も開放し、小窓等の換気口は閉める。) ※この間、測定対象住戸へは出入しないこと。

③ 試料の採取

密閉後に8時間から24時間測定採取する。

[ア] 24時間測定 ⇒ 時間帯任意

[イ] 24時間未満の測定 ⇒ 午後2~3時を測定時間の中央となるよう開始・終了時刻を設定。

※ 測定機器は1室あたり2個(ホルムアルデヒド用1個、VOC(4品目)用1個)。その他詳細には、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」

という)に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号(平成21年3月30日改正)。以下「評価方法基準」という)第5の6-3の(3)のイに定める採取条件による。

④ 測定方法

品確法の評価方法基準第5の6-3の(3)のロのただし書きに定める測定の方法による。

注) 24時間換気システム(24時間連続運転をして住宅全体の換気を行うシステム)がある場合は、②の閉鎖中も③の測定中もシステムを稼働(台所のレンジフードや浴室の換気扇のように、常時稼働することのない換気設備については停止)

⑤ 分析

ホルムアルデヒドは、「高速液体クロマトグラフ法」、揮発性有機化合物は、「ガスクロマトグラフ」又は「ガスクロマトグラフィー質量分析法」にて行う。分析は、公的機関又は計量法(平成4年法律第51号)第107条に定める計量証明事業登録者で実施。

■ 測定値の評価

○ 室内濃度の値は、測定した地点のうち高い室内の値を記載し、評価する。

■ 報告内容

下記をまとめた上で、本市に報告書を2部(化学物質測定結果の報告書は3部とデータ)提出すること。

- 化学物質の室内濃度測定結果等報告書及び化学物質測定結果の報告書(データフォーマットは支給)
- 計量証明書
- 測定に係る写真一式(測定地点、機器等)

4. 化学物質測定濃度指針値(厚生労働省濃度指針値による)

(イ) ホルムアルデヒド	⇒ 濃度指針値	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25°C換算で 0.08ppm)
(ロ) トルエン	⇒ 濃度指針値	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25°C換算で 0.07ppm)
(ハ) キシレン	⇒ 濃度指針値	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25°C換算で 0.20ppm)
(ニ) エチルベンゼン	⇒ 濃度指針値	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25°C換算で 0.88ppm)
(ホ) スチレン	⇒ 濃度指針値	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25°C換算で 0.05ppm)

5. 再測定

測定において濃度が指針値を超えた場合、超過原因と対策方法を本市に書面で報告し了解を得たうえで、対策を講じ再度測定をした結果が指針値以下となるまでこれを行うこと。

6. その他

本特記は、パッシブ型採取機器の使用を前提に記載しているが、標準的な測定方法(アクティブ型)を使用する場合は、厚生労働省の「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」の採取、測定方法による。又、パッシブ型の採取機器(サンプラー)は「室内空気対策研究会測定技術分科会」の性能確認試験を受けたものとする。